

訪問介護 同一建物減算について

令和8年度集団指導資料

同一建物減算の趣旨

訪問介護においては、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行うもの

指定訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する

減算の対象: 同一敷地内建物等

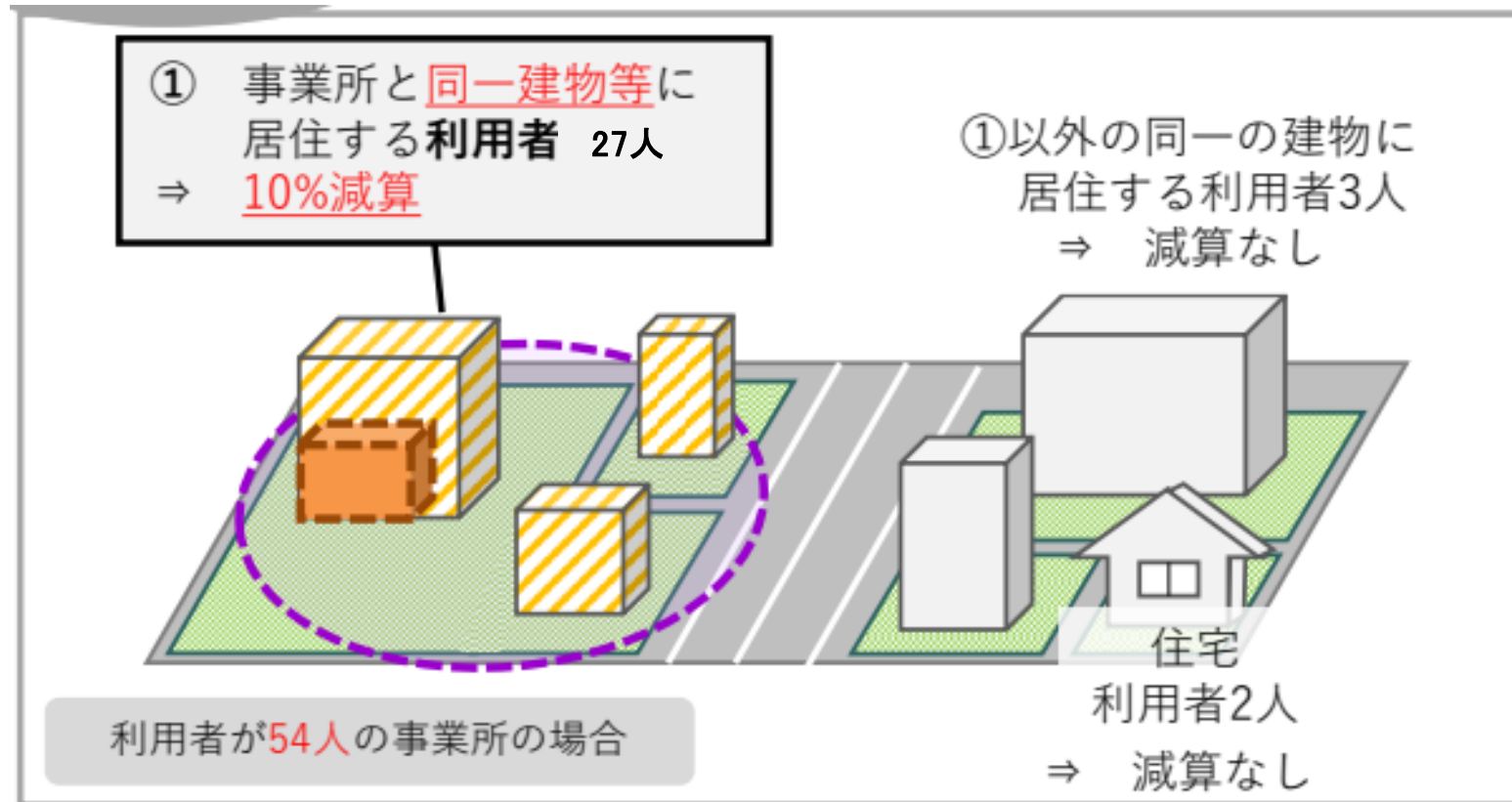
- ・指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内／隣接する敷地内の建物
- ・指定訪問介護事業所と同一の建物


算定要件


| 減算の内容 | 算定要件 |
|----------------|--|
| ①10%減算 | 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く） |
| ②15%減算 | 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 |
| ③10%減算 | 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） |
| ④12%減算 （新設） | <u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u> |

①10%減算: 以下の2点に該当する場合

- ・同一敷地内建物等に居住する利用者の人数が1月あたり50人未満
- ・事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者(50人未満)に提供されたものの占める割合が100分の90未満である場合

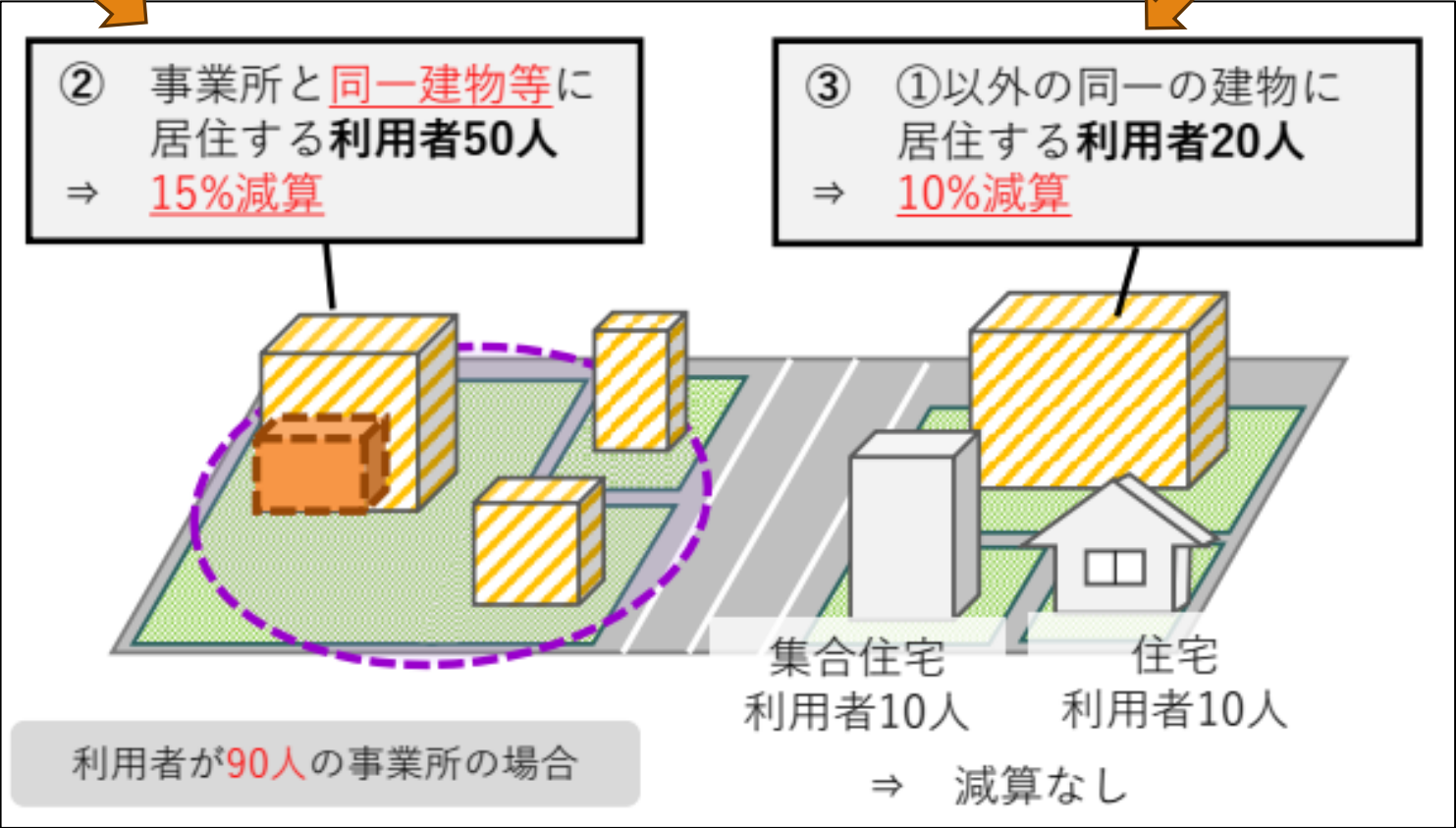


 訪問介護事業所

 減算対象

②15%減算
同一敷地内建物等に居住する利用者の人数が
1月あたり50人以上の場合

③10%減算
上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者
(当該建物に居住する利用者の人数が
1月あたり20人以上の場合)

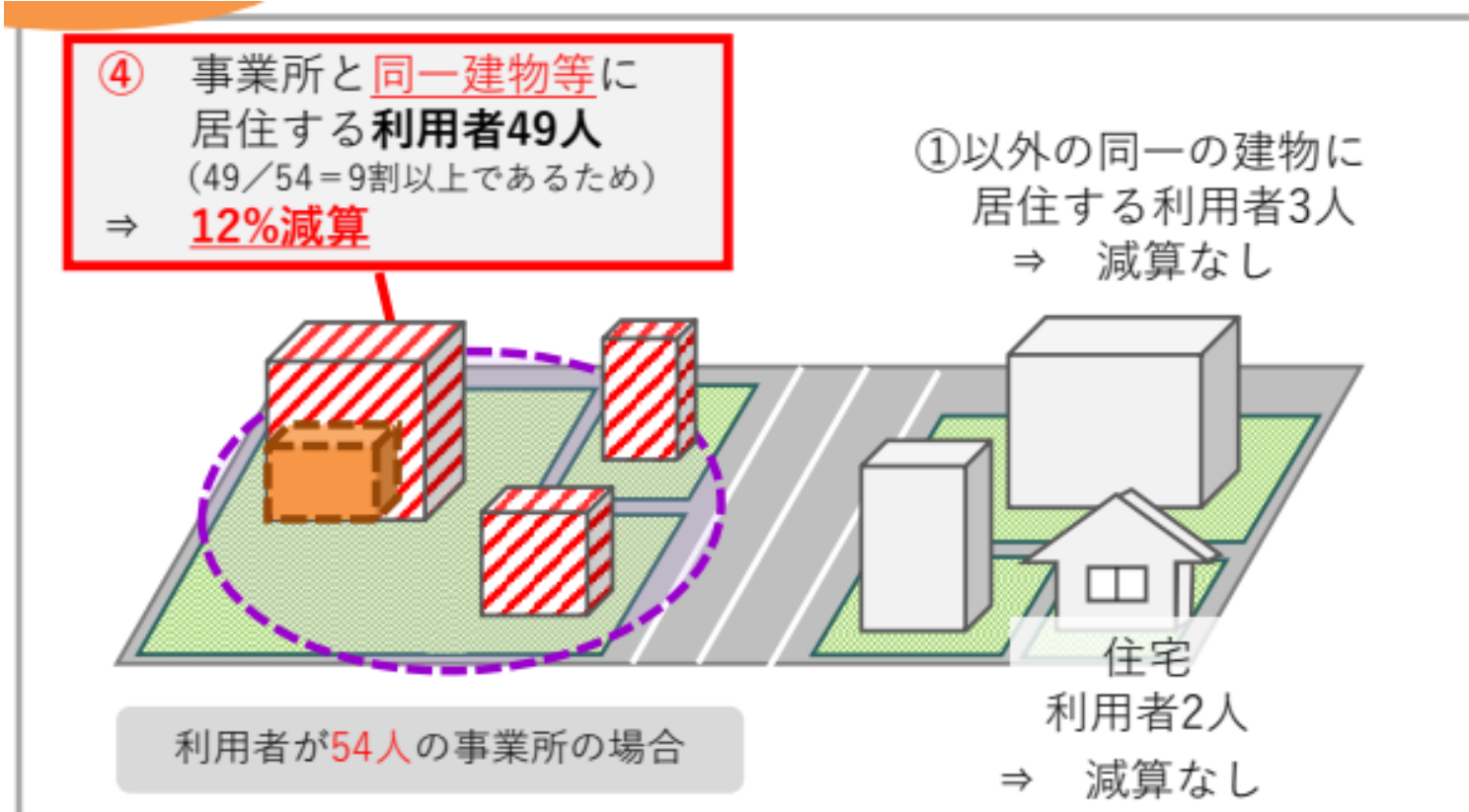


利用者が90人の事業所の場合

利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。
当該月の1日ごとの該当建物に居住する利用者の合計 ÷ 当該月の日数 (小数点以下切捨て)

④12%減算

正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者(50人未満)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合



留意事項：④12%減算

前期 判定期間：3月1日～8月31日 → 減算適用期間：10月1日～3月31日

後期 判定期間：9月1日～2月末日 → 減算適用期間：4月1日～9月30日

判定方法：

事業所ごとに、判定期間中の利用者数について次の計算を行い、90%以上の場合、12%減算適用

当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち

同一敷地内建物等に居住する利用者数(利用実人数)

÷ 当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者(利用実人数)

適用対象：減算適用期間中に同一敷地内建物等に居住する利用者に提供される指定訪問介護のすべて

算定手続：

上記の割合が90%以上となる場合、次の期限までに算定結果を記載した書類を指定権者へ提出

前期 9月15日まで 後期 3月15日まで

上記の割合が90%未満の場合でも、算定書類を作成し、2年間保存(指定権者への提出は不要)